栃木県困難な問題を抱える女性への支援及びＤＶ防止等基本計画（素案）（概要）

Ⅰ 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援に関する基本的な方針

１ 基本的な考え方

策定趣旨

本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、関係機関・団体が連携し、支援対象者の早期把握から保護、自立支援、再発防止まで一貫した支援体制の構築を図るものである。また、支援対象者一人ひとりの意思を尊重し、必要な支援が確実に届く仕組みを整備することにより、女性の福祉の増進及び自立の促進を図るとともに、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会の実現を目指す。

位置づけ

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第1項に基づき策定する都道府県基本計画で、国の基本方針を踏まえ、「とちぎ男女共同参画プラン」（6期計画）との整合性を図りながら、困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者等支援の施策を一体的に推進するため、その方向性や取組を総合的に示すもの。

対象

- 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）
- DV被害者（性別を問わない。）
- 性犯罪・性暴力被害者（性別を問わない。）

期間

令和９(2027)年度～令和12(2030)年度の４年間

２ 現状と課題

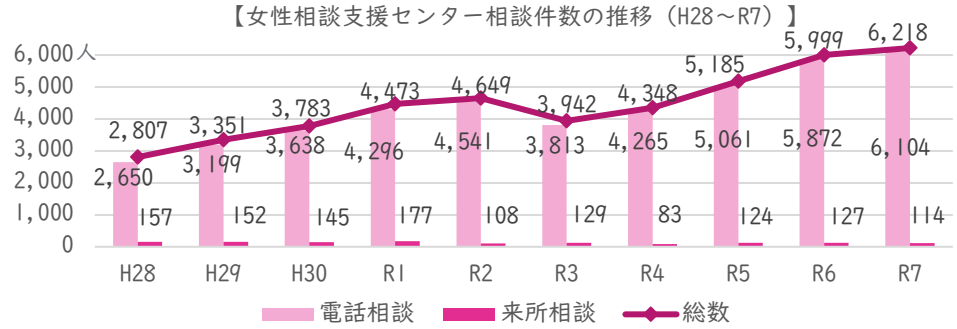
女性相談支援センターの状況

- とちぎ男女共同参画センターに１か所設置

＜令和７年度の状況＞

・電話相談6,104件、来所相談114件で、内容は人間関係が全体の26.1%、次いで夫等に関する相談（ＤＶや離婚問題など）が20.4%となっている。
・一時保護女性は42人（同伴児童等26人）となっている。
・保護理由は夫等からの暴力29件、帰住先なし８件であった。

【女性相談支援センター相談件数の推移（H28～R7）】



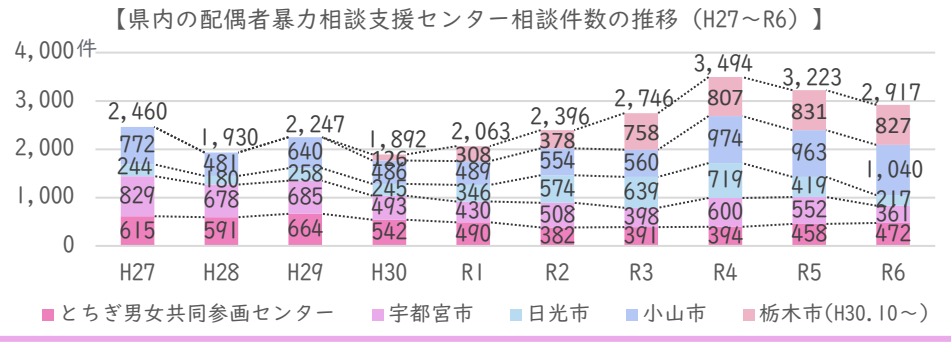
配偶者暴力相談支援センターの状況

- とちぎ男女共同参画センターが県の配偶者暴力相談支援センターとしての役割を担っており、他には宇都宮市、日光市、小山市、栃木市の４市がそれぞれ配偶者暴力相談支援センターを設置している。

＜相談件数の推移＞

・令和６年度は2,917件であった。ピーク時（令和４年度）からは減少したものの依然として高い水準にある。

【県内の配偶者暴力相談支援センター相談件数の推移（H27～R6）】



女性相談支援員の状況

＜令和８年度の状況＞
・県配置：12人、市配置：39人
・県全体の在職年数３年未満：47.1％
・県全体の年齢構成：50歳以上が68.6％
・電話や来所相談件数は11,924件（令和７年度実績）で、来所相談の主訴は、夫等からの暴力等が67.0％となっている。

【女性相談支援員配置状況（R8.4.1現在）】

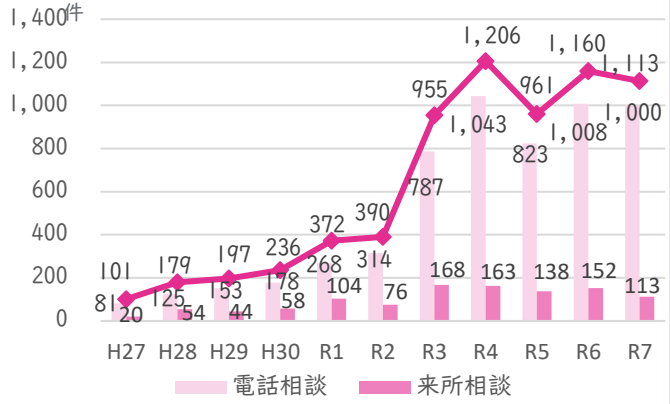
配置数			配置所属等
県内の女性相談支援員数※		51人	
内訳	県女性相談支援員	12人	とちぎ男女共同参画センター、県東・県南・県北健康福祉センター
内訳	市女性相談支援員	39人	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市

※母子・父子自立支援員兼務者含む

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの状況

● 済生会宇都宮病院内に設置
（とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」）
＜令和７年度の状況＞
・電話相談1,000件、来所相談113件であり、相談内容は、不同意性交等が49.3%、次いで不同意わいせつが19.8%となっている。

【相談件数の推移（H27～R7）】



女性自立支援施設の状況

● 県内に１か所設置
・令和７年度の入所者数は４人（同伴児童等なし）で、入所理由は、夫等からの暴力が３人、帰住先なしが１人であった。

母子生活支援施設の状況

● 県内に２か所
・令和７年度の入所者数は母親12人、児童22人で、入所理由は、DVが83.4%であった。

民間団体の活動状況

・令和８年６月１日現在、県と連携して困難な問題を抱える女性やDV被害者等の支援に取り組む民間団体は３団体。（認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ、NPO法人そらいろコアラ、NPO法人キャリアコーチ）

女性相談支援員等との意見交換会の結果

・相談内容が複雑・多様化する中、一時保護を利用しないＤＶ被害者の安全確保や継続的な支援の充実、さらに男性DV被害者等に対する一時保護のあり方などが課題であるとの意見があった。

とちぎネットアンケートの結果

・「困難な問題を抱える女性の支援相談窓口として、以下の相談機関（窓口）を知っていますか」との設問に対し、64.9%が「いずれも知らない」と回答しており、相談窓口の認知度が十分でないことがうかがえる。

課題

(1) 困難な問題を抱える女性等への理解促進とDVを許さない社会づくり
(2)相談窓口の認知度向上と支援対象者の早期の把握
(3) 多様化・複雑化する困難に対応する支援体制の充実
(4)安全の確保及び一時的な避難先の拡充
(5) 関係機関の連携強化と人材育成

３ 基本目標

基本目標	基準値	目標値
(1) DV・性暴力等被害防止のための講座を実施した高等学校等の延べ校数（累計）	令和７年度末　53校	令和12年度末　100校
(2) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等の相談窓口認知度（以下「認知度」）	令和８年度　35.1％	令和12年度　75.0％
(3) 県と連携して女性支援やDV被害者等支援を実施する民間団体等数	令和７年度末　３か所	令和12年度末　７か所

Ⅱ 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止等に係る施策内容に関する事項

Ⅰ 困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援

（1）アウトリーチ等による早期の把握

- 相談窓口の周知と相談しやすい環境の整備
- 関係機関等との連携による早期発見・早期支援
- 民間団体と連携したアウトリーチ支援の推進

（2）居場所の提供

- 関係機関・団体との連携による支援の充実
- 民間団体相互の連携強化による支援体制の充実
- 宿泊を伴う居場所の確保に向けた検討【新規】



（3）相談支援

- 相談者の意思を尊重した相談支援体制の充実
- 民間支援団体との連携による相談支援の充実
- 性犯罪・性暴力被害者への専門的支援の実施

（4）一時保護

- 本人の状況に応じた適切な一時保護の実施
- 民間団体等と連携した一時保護委託の推進
- DV等被害男性やトランスジェンダー女性等の支援のあり方を検討【新規】

（5）被害回復支援

- 関係機関と連携した心身の回復支援の実施
- 一人ひとりの状況に応じた継続的な支援の推進
- 民間団体と連携した被害回復支援の推進

（6）生活の場を共にすることによる支援（生活支援・権利回復支援）

- 女性自立支援施設における安心して生活できる環境の提供
- 女性自立支援施設や母子生活支援施設と連携した生活支援の実施



（7）同伴児童等への支援

- 同伴児童等の状況に応じた支援の実施
- 児童相談所や母子生活支援施設等と連携した支援の推進

（8）自立支援

- 関係機関と連携した生活基盤の確保支援
- 地域で安心して暮らすための継続的な伴走支援

（9）アフターケア

- 継続的な見守りと相談支援の実施
- 関係機関や民間団体と連携した継続的な支援の推進

（10）再発防止【新設】

- DV加害者への対応に関する取組の検討【新規】
- DV・性暴力を許さない社会づくりに向けた啓発の推進



2 支援体制の充実

（1）三機関の連携体制

- 女性相談支援センター・女性相談支援員・女性自立支援施設の連携強化
- 本人の意思を尊重した自立支援の推進

（2）支援調整会議及びＤＶ防止対策ネットワーク会議

- 関係機関・団体の連携による支援体制の強化
- 地域における支援ネットワークの充実

（3）民間団体との連携体制

- 民間団体との連携・協働による支援の充実
- 日中の一時的な居場所を活用した早期の把握の推進

（4）関係機関との連携体制

- 関係機関と連携した総合的な支援の実施
- 児童や性暴力等被害者への専門的支援の充実
- 県・市町・警察等との連携強化
- 苦情等への適切な対応



（5）人材育成・研修

- 支援に携わる人材の専門性向上
- 支援者のメンタルヘルス対策の推進



3 DV被害等未然防止及び困難な問題を抱える女性への理解促進【新設】

（1）教育・啓発

- DV・性暴力等を許さない社会づくりに向けた啓発の推進
- 若年層に対する予防教育の推進
- 地域ぐるみの理解促進と相談窓口の周知
- 性や健康に関する正しい知識の普及の推進



（2）調査研究等の推進

- 支援ニーズ等の把握に向けた調査研究の推進
- 先進的事例や調査結果の活用

計画に関する評価と公表	本計画における進捗状況については、「認知度」を除き、「栃木県困難な問題を抱える女性支援調整会議」及び「栃木県配偶者暴力防止対策ネットワーク会議」並びに「栃木県男女共同参画審議会」において毎年度評価を行い、その結果を公表する。なお、「認知度」については、計画の最終年度（令和12年度）に、とちぎネットアンケート等を活用し認知度を測定・評価し、その結果を公表する。